

「“もっと”船岡山も北区も盛り上げたい！」キャンペーン 地域連動キャンペーンに関する規約

- ・「“もっと”船岡山も北区も盛り上げたい！」キャンペーン 「みんなで盛り上げ！地域連動キャンペーンの」参加事業者等に係る規約を次のとおり定める。

【参加条件等】

- ・ 京都市北区内に店舗・事業所等を置き、京都市北区で事業を営んでいること
- ・ 次に掲げる業種及び事業者の参加は認めない
 - 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種
 - 2 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業のうち、専ら消費者金及び事業者金融業を営む事業者
 - 3 ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法に規定する宝くじに係るものを除く。
 - 4 法律の定めのない医業類似行為を行う業種
 - 5 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者が関与している事業者
 - 6 その他本市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある業種及び事業者
- ・ 次に掲げる内容の地域連動キャンペーン企画は認めない
 - 1 法令に違反し、又は違反するおそれのあるもの
 - 2 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - 3 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのあるもの
 - 4 選挙に関するもの
 - 5 政治性のあるもの
 - 6 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - 7 その他本市主催のキャンペーンとして適当でないと認められるもの